

山梨県公報

第二千四百四十号

平成二十六年

八月十四日

木曜日

目次

告示

○都市計画事業の認可(二件).....	四九一
○都市計画事業の事業計画の変更認可.....	四九一
○建築基準法に基づく道路位置指定(二件).....	四九二
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請.....	四九二
○公共測量の実施.....	四九二
○都市計画の変更図書の縦覧.....	四九三
○開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事の完了について.....	四九三
○開発行為に関する工事の完了について.....	四九三
公安委員会	
○落札者等の決定について.....	四九三
○一般競争入札について.....	四九四
その他.....	四九五
○裁決手続の開始.....	四九五

告示

山梨県告示第二百三十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年八月十四日

山梨県知事 横内正明

一 都市計画事業の種類及び名称

峡東都市計画道路事業 七・五・一号 加納岩小学校西通り線

二 施行者の名称

山梨市

三 事業施行期間

平成二十六年八月十四日から平成三十一年三月三十一日

四 事業地

1 収用の部分

山梨県山梨市大字上神内川字藁塚及び字神田地内

2 使用の部分

なし

山梨県告示第二百三十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年八月十四日

山梨県知事 横内正明

一 都市計画事業の種類及び名称

峡東都市計画道路事業 八・七・一号 山梨市駅南北自由通路線及び 三・四・五号 根津橋通り線

二 施行者の名称

山梨市

三 事業施行期間

平成二十六年八月十四日から平成三十一年三月三十一日

四 事業地

1 収用の部分

山梨県山梨市大字上神内川字神田及び字分木地内

2 使用の部分

山梨県山梨市大字上神内川字神田地内

山梨県告示第二百三十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の変更を認可したので、同法第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年八月十四日

山梨県知事 横内正明

一 都市計画事業の種類及び名称

二 甲府都市計画道路事業 三・三・一号 和戸町竜王線(中央四丁目工区)
甲府市

三 事業施行期間

平成二十三年八月二十五日から平成三十三年三月三十一日

四 事業地

1 収用の部分

山梨県甲府市中央四丁目及び相生二丁目地内

2 使用の部分

なし

山梨県告示第二百三十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年八月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定の年月日

平成二十六年八月十四日

二 指定道路の位置

甲斐市下今井字治良兵衛町一番四

三 指定道路の幅員

五・〇メートル

四 指定道路の延長

二十九・〇メートル

山梨県告示第二百四十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年八月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定の年月日

平成二十六年八月十四日

- 二 指定道路の位置
甲斐市龍地字空間三千七百五十一番十
- 三 指定道路の幅員
最大幅員五・〇メートル 最小幅員四・八メートル
- 四 指定道路の延長
三十三・〇メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年八月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十六年七月三十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人富士山熔岩研究所

2 代表者の氏名 寺沢 充夫

3 主たる事務所の所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町船津五千二百十九番地

4 定款に記載された目的

この法人は、山梨県民をはじめとする全ての人々に対して、富士山熔岩のミネラルや遠赤外線線の健康に及ぼす影響や有用性の研究・調査・利用をすることにより、人々の健康の増進及び動植物の育成・活性に寄与するとともに、併せて研究の果実を内外に発信・普及することにより、富士山周辺地域の活性化に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十六年八月六日から同年十月五日まで

● 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成二十六年七月三十一日付けで西桂町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十六年八月十四日

- 一 作業種類 公共測量(都市計画基本図作成) 山梨県知事 横 内 正 明
- 二 作業期間 平成二十六年六月二十三日から平成二十七年二月十三日まで
- 三 作業地域 南都留郡西桂町指定区域

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により甲斐市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成二十六年八月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 都市計画の種類

甲府都市計画用途地域

二 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県国土整備部都市計画課

● 開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十六年八月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町築地新居字大神七三三の三の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

笛吹市春日居町加茂二百十番地一 株式会社鈴木デンソーサービス 代表取締役 鈴木美紀子

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十六年八月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町押越字寺西四七五の一及び四七六の一の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市上町三百九十番四号ヌーヴェルエスポワール一〇四 小澤 篤

公安委員会

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十六年八月十四日

山梨県警察本部長 飯 利 雄 彦

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量

(一) 名称 IC運転免許証作成システム

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

(一) 名称 山梨県警察本部交通部運転免許課

(二) 所在地 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地

三 落札者を決定した日

平成二十六年七月十六日

四 落札者の氏名又は名称及び住所

(一) 名称 株式会社DNPアイディシステム 代表取締役 朝長通博

(二) 住所 東京都新宿区新宿四丁目三番十七号

五 落札金額

一円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 平成二十六年六月五日

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十六年八月十四日

山梨県警察本部長 飯 利 雄 彦

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする借入物品等の名称及び数量

(一) 名称 自動暗号化ソフトウェア

(二) 数量 一式

2 調達をする借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間 平成二十六年九月一日から平成三十一年八月三十一日まで

4 借入場所 山梨県警察本部長が指定する場所

二 事務を担当する所屬 山梨県警察本部警務部情報管理課

三 一般競争入札の参加資格

1 一般競争入札の参加資格に記載した条件を全て満たす者であること。

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

3 平成二十六年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十六年山梨県告示第九十七号）の一に定める競争入札に参加することができる者又は入札の日までに取得見込みの者であること。

4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第四十一条第一項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第九十九条第一項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条第一項又は第二項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。

ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 民事再生法附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。

8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

9 法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料の滞納がない者であること。

10 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。

11 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。

12 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得ること。

13 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）に次の(一)から(四)までのいずれかに該当する者のいない法人であること。

(一) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

(二) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

(四) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日から平成二十六年八月二十日（水）まで（山梨県の休日を含む。）を除く。

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。

五 入札手続等 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県警察本部警務部情報管理課

<p>1 契約条項を示す場所 四の3に掲げる場所</p> <p>2 入札説明書の交付方法 この公告の日から平成二十六年八月十五日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで四の3に掲げる場所において直接交付する。</p> <p>3 入札及び開札の日時及び場所</p> <p>(一) 日時 平成二十六年八月二十五日(月) 午前十一時</p> <p>(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県防災新館六階OA室</p> <p>4 郵便又は信書便による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇―八五六山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県警察本部警務部情報管理課宛てに平成二十六年八月二十二日(金) 午後四時までに到着するように送付すること。</p> <p>5 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>6 入札の無効 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>7 落札者の決定方法 この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めた入札者であって、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>六 その他</p> <p>1 契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(一) 言語 日本語</p> <p>(二) 通貨 日本国通貨</p> <p>2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。</p> <p>3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。</p> <p>4 違約金の有無 有</p> <p>5 前払金の有無 無</p>

<p>6 契約書作成の要否 要</p> <p>7 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第九十号)に基づき長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる。</p> <p>8 その他</p> <p>(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。</p> <p>(二) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>(三) この入札に係る契約期間において、平成二十七年十月一日以後の消費税及び地方消費税の税率が変更された場合、契約金額の変更に係る協議を行う場合がある。</p> <p>(四) 問合せ先 山梨県警察本部警務部情報管理課(電話〇五五―二二―〇一〇)</p> <p>※ Summary</p> <p>1 Nature and quantity of the products to be procured Computer Systems for Yamanashi Prefectural Police Information Network, 1 Set</p> <p>2 Date and time for tender 11:00AM August 25, 2014</p> <p>3 Bureau in charge Information System Planning and Direction Section, Information Management Division, Police Administration Department, Yamanashi Prefectural Police Headquarters 6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-ken 400-8586 Japan TEL 055-221-0110</p>	<p>その他</p> <p>● 裁決手續の開始 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、次のとおり裁決手續の開始を決定した。 平成二十六年八月十四日</p> <p>一 起業者の名称 山梨県収用委員会 国土交通大臣</p> <p>二 事業の種類</p>
--	--

高速自動車国道中部横断自動車道新設工事（山梨県南巨摩郡南部町福土字坂下地内から同県西八代郡市川三郷町宮原字御領戸地内まで）並びにこれに伴う町道及び農業用道路付替工事

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
別表のとおり

四 土地所有者の氏名及び住所
別表のとおり

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
別表のとおり

六 裁決手続の開始を決定した年月日
平成二十六年八月七日

(別表)

裁決手続開始を決定した土地				土地所有者		土地に関して所有権以外の権利を有する関係人		備考					
所在	地番	地目		氏名及び住所		氏名及び住所							
		公簿	現況	公簿	実測	権利の種類							
山梨県南巨摩郡身延町上八木沢字皷原	594番2	公衆用道路	道路	11	11.09	11.09	11.09	土地所有者不明 ただし、以下のとおり 登記事項証明書表題部所有者 伊藤長二郎 ただし、同人は昭和37年11月11日死亡。 法定相続人は次のとおり。 持分28分の1 石川美子 静岡県富士宮市宮原153番地の11 (居住地) 静岡県富士宮市北山4651番地の2 (住民票の住所) 東京都中野区本町5丁目39番12号 山梨県南巨摩郡身延町西嶋1455番地 静岡県富士宮市錦町2番5号 東京都中野区弥生町5丁目8番16号 大阪府大阪市西区南堀江2丁目5番14-506号 神奈川県横浜市栄区鍛冶ヶ谷一丁目9番4号 静岡県富士宮市安居山216番地 神奈川県平塚市花水台13番16号 神奈川県平塚市中里13番6号 神奈川県横浜市中区中島町2丁目37番地 東京都多摩市落合1丁目35番地 ライオンズプラザ多摩センター413 神奈川県藤沢市鶴沼海岸2丁目7番7号 又は 穴山忠 山梨県南巨摩郡身延町上八木沢598番地	氏名及び住所	氏名及び住所	権利の種類	収用しようとする土地の面積 (㎡)	収用しようとする土地は別図のとおり (別図略)

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番